

香川県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱

制定 平成7年1月31日 6農B第676号
最終改正 令和5年1月4日 4農経第345913号

目次

- 第1 趣 旨
 - 第2 対象となる経営改善計画
 - 第3 事業の仕組み
 - 第4 農業経営改善促進資金の内容等
 - 1 貸付対象者
 - 2 資金使途
 - 3 貸付方式等
 - 4 極度額等
 - 5 貸付利率
 - 6 償還期限
 - 7 農業経営改善計画期間終了時の取扱い
 - 第5 借入手続
 - 第6 農業経営改善促進資金融通事業の実施
 - 1 貸付目標額の設定
 - 2 融資機関による貸付け
 - 第7 資金貸付け等の適正化について
 - 第8 報告
 - 第9 補足
 - 第10 その他
- 附則

- 様式第1号 農業経営改善促進資金に係る低利預託基金の預託指示について
- 様式第2号 農業経営改善促進資金に係る低利預託基金の預託指示の通知について
- 様式第3号 農業経営改善促進資金に係る金融機関の届出について
- 様式第4号 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）利用申込書兼借入申込書（個人）
農業経営改善促進資金（スーパーS資金）利用申込書兼借入申込書（法人）
- 様式第5号 農業経営改善促進資金融資意見書
- 様式第6号 農業経営改善促進資金借入手続のご案内
- 様式第7号 農業経営改善促進資金の貸付予定目標額について
- 様式第8号 農業経営改善促進資金に係る融資機関別の貸付目標額及び低利預託基金預託額の通知について
(融資機関あて)
- 様式第9号 農業経営改善促進資金に係る融資機関別の貸付目標額及び低利預託基金預託額の通知について
(基金協会あて)

第1 趣 旨

本要綱は、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第8の1に基づき、香川県農業経営改善促進資金融通事業の運営に関する取扱について定めるものである。

第2 対象となる経営改善計画

本要綱による支援の対象となる経営改善のための計画（以下「農業経営改善計画」という。）は、次のとおりとする。

- ① 農業経営改善基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画
- ② 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の認定に係る経営改善計画
- ③ 果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画

第3 事業の仕組み

本制度は、香川県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）と民間金融機関の協調融資により、効率的・安定的な経営体を目指す農業者の必要とする運転資金を低利で、かつ円滑に融通するものとし、低利預託基金の造成及び預託の方法は次のとおりとする。

1 県は、基金協会に資金提供を行う。

基金協会への貸付額及び貸付利率は、次のとおりとし、その他貸付に必要な事項は県が定めるところによる。

- (1) 貸付額 県の貸付目標額の6分の1に相当する額
- (2) 貸付利率 無利子

2 基金協会は、1により造成された香川県低利預託基金を、知事の預託指示（様式第1号）に従い融資機関に預託する。また、知事は、融資機関に対し預託指示の通知（様式第2号）を行う。

融資機関への預託額及び預託利率は次のとおりとし、その他必要な事項は、県と基金協会が協議して定めるところによる。

- (1) 預託額 知事が定めた融資機関の貸付目標額の3分の1に相当する額以内の額
- (2) 預託利率 年1%

ただし、日本銀行の「時系列統計データ検索サイト」で公表されている預託予定日の14日前の日の属する月の「預託種類別店頭表示金利の平均年利率等」における「定期預金/預入金額3百万円以上1千万円未満/1年」の利率が1%未満の場合は、当該利率

3 融資機関は、2の規定により供給を受けた資金の3倍に相当する額の資金を第4の1に定める貸付対象者に対し、貸付ける。

第4 農業経営改善促進資金の内容等

1 貸付対象者

認定農業者（農業経営改善計画の認定を受けた農業者をいう。以下同じ。）であって次に掲げる要件を満たす者。

- (1) 簿記記帳を行っていること（簿記記帳を行うことが確実に見込まれる場合を含む。）。
- (2) 農業経営改善計画が、短期運転資金を必要とするような具体的な改善措置を内容としているものであること。
- (3) (2)の具体的な改善措置について認定後既に実施に着手し、又は認定を受けた年度において実施に着手することが確実に認められること。
- (4) 農業経営改善計画又は資金利用申込書（第5に定めるものをいう。）において、既往借入金の返済財源が確保されていること。

2 資金使途

本資金の資金使途は農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金一般とする。

ただし、既往借入金の借換え（本資金の初回の借入れ時における既往借入金（短期運転資金）からの切替を除く。）は含まないものとする。

- (1) 種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費
- (2) 肉用素畜、中小家畜等の購入費
- (3) 小農具等営農用備品、消耗品等の購入費
- (4) 営農用施設・機械の修繕費
- (5) 地代（賃借料）及び営農用施設・機械のリース・レンタル料
- (6) 生産技術、経営管理技術の修得費
- (7) 市場開拓費、販売促進費等
- (8) その他農業経営改善計画の達成に必要な運転資金

3 貸付方式等

本資金の貸付けは、次による。

(1) 貸付方式

当座貸越、手形貸付及び証書貸付とする。なお、当座貸越及び手形貸付については、極度貸付方式とする。

(2) 利用期間

農業経営改善計画期間（同計画の開始期間から同計画の終了時を含む年度の末日までをいう。以下同じ。）中とする。

(3) 担保及び保証

融資機関の定めるところによる。融資機関は、担保、保証人の徴求について、資金の借入が円滑に行われるよう、弾力化に努めることとする。

4 極度額等

(1) 極度額等の上限

本資金の1農業者に係る極度額又は証書貸付における貸付金の残高の合計額（以下「極度額等」という。）の上限は、次に掲げる金額とする。

ただし、市町の農業経営基盤強化促進基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。）において示された農業経営の指標の規模を超える規模を目指す農業経営改善計画を有するもの等特段の事情がある場合にあっては、特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第1に基づき市町に設置されている特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）が認めた額とすることができる。

個人	一般経営	500万円
	畜産経営又は施設園芸経営を含む経営	2,000万円

法人 一般経営 2,000万円
畜産経営又は施設園芸経営を含む経営 8,000万円

(2) 極度額等の設定

極度額等は、農業経営改善計画の各年度について融資機関が設定するものとし、推進会議の認定を受けるものとする。

(3) 極度額等の見直し

融資機関はその農業者の経営状況及び資金利用状況等からみて極度額等を変更する必要があると判断する場合は、推進会議の認定を受けて、極度額等を変更することができるものとする。

5 貸付利率

本資金の貸付利率は、次のとおりとする。

(1) 変動金利とし、農林水産省経営局長から通知される貸付金利とする。

ただし、借入希望者が当座貸越による貸付けを選択する場合には、これに、年0.5%の範囲内で融資機関の定めた金利を上乗せすることができるものとする。

(2) 利率の改定があったときは、改定日の貸付金残高(当座貸越の場合に限る。)及び改定日以降の貸付金に適用するものとする。

6 償還期限

本資金の償還期限は、手形貸付及び証書貸付にあつては1年以内、当座貸越にあつては1年程度の当座貸越契約期間内とする

ただし、農業経営改善計画期間中は、有効に決定される極度額等の範囲内で借換えを行うことができるものとする。

7 農業経営改善計画期間終了時の取扱い

本資金を借り入れた者の農業経営改善計画期間終了時に有する本資金の残高は、すべて農業経営改善計画期間終了時に返済するものとする。

ただし、本資金を借り入れた者が家畜の飼養又は永年性植物の栽培等農産物の生産に1年以上を要する営農類型を営むものにあつては、農業経営改善計画期間終了後3年の範囲内で融資機関が認めた期間内に返済するものとする。

第5 借入手続

本資金の借入手続きは、次の各号に掲げるとおりとする。

なお、融資機関は、様式第4号の資金利用申込書兼借入申込書(農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、債務保証委託申込書(様式第4の2号)を含む。以下「申込書」という。)の受理から、原則として1年半以内に借入希望者に融資の可否を通知するものとし、それまでの間に手続きが終了しない場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。

1 借入希望者は、様式第4号の申込書を作成の上、農業経営改善計画及び同認定書(写し)を添付し、融資機関に提出する。

借入希望者が、飼養衛生管理基準(家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。)に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を申込書に併せて提出するものとする。

2 推進会議は、本資金の貸付けに係る認定等に関する事務を、原則として、融資機関(借入申込案件が基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあつては、融資機関及び

基金協会。)に委任するものとする。

- 3 2により委任を受けた融資機関は、認定等に関する審査（農業経営改善計画との整合性、農業経営改善計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等）を行うものとし、当該融資機関は、推進会議に対し、速やかに、認定等を行なった借入希望者の氏名、住所等を報告するものとする。
- 4 融資機関は、慎重な審議を必要とする借入額が極度額等の上限を超える場合には、様式第5号の貸付予定極度額等を記載した意見書を付して、推進会議に關係書類を送付するとともに、認定を求めるものとする。
- 5 融資機関は、3、4により、本資金の貸付けについて責任をもって判断し、借入れ申込みを承諾しようとするときは、様式第6号により借入希望者に通知するものとする。

第6 農業経営改善促進資金融通事業の実施

1 貸付目標額の設定

本資金の融資機関ごとの貸付目標額の策定については、次による。

- (1) 融資機関は、市町その他関係機関と協議して、翌年度の貸付予定目標額を策定し、様式第7号により、毎年12月末までに知事に提出する。
- (2) 知事は、融資機関から提出のあった融資機関貸付予定目標額、香川県低利預託基金の造成見込み、本資金の貸付実績等を基礎として、関係機関と協議のうえ、毎年度、県貸付予定目標額を策定し、これを国と協議する。
- (3) 知事は、国から貸付目標額(見込年間平均残高をいう。以下同じ)の配分があり、貸付目標額を設定したときは、融資機関別の貸付目標額及びこれに対応する本要綱第3の2の(1)の預託額を決定し、融資機関へは様式第8号により通知するとともに、基金協会へは様式第9号により通知する。

2 融資機関による貸付け

- (1) 本資金の融資機関は、次に掲げる金融機関とする。
 - ア 農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合
 - イ 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合連合会
 - ウ 農林中央金庫
 - エ 銀行
 - オ 信用金庫
 - カ 信用協同組合
- (2) 本資金を融通しようとする金融機関は、様式第3号により基金協会を経由してあらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、基金協会との間において基本契約を締結するものとする。
- (3) 融資機関は、第4に定めるところに従い本資金を貸しつける。

第7 資金貸付け等の適正化について

- 1 融資機関は、本資金の貸付けに当たっては、債権保全措置が形式的・慣行的とならないよう担保・保証人の徴求の弾力化に努めるとともに、借入希望者が基金協会の債務保証を受けようとする場合には、推進会議の承諾のほか、基金協会による債務保証の決定が必要であるので、基金協会の債務保証に関する手続も併行的に進めることにより、円滑な融資が図られるよう配慮するものとする。
- 2 融資機関は、本資金の貸付け及び資金の払出しに当たっては、次の事項に留意して、適切な運用の確保に努めるものとする。
 - (1) 本資金の貸付けを開始するに当たっては、貸付けの相手方ごとに本資金と他の資金とを明確に区分して管理すること

(2) 本資金の貸付金の払出しに当たっては、極力現金交付を避け、口座引落とし、口座振込み等、貸付資金の用途を確認し得る方法を活用すること。

3 融資機関は、常に借入者の資金利用状況及び経営状況等を把握し、本資金の融通及び償還の適正化を図るものとする。

なお、本制度の趣旨に即した活用が図られていないと認められる場合は、利用継続の可否について推進会議の意見を聴いて処理するものとする。

第8 報告

農業経営改善促進資金等の状況報告は、次のとおりとする。

1 農業経営改善促進資金貸付状況報告

融資機関は、上半期（4月1日から9月30日まで。以下同じ。）・下半期（10月1日から3月31日まで。以下同じ。）ごとの「農業経営改善促進資金貸付状況報告書」を実施要綱様式第3号により作成し、これを上半期末及び下半期末の翌月の末日までに基金協会に提出するものとする。

2 低利預託基金預託等状況報告

基金協会は、1の報告を取りまとめ、上半期・下半期ごとに「農業経営改善促進資金低利預託基金預託等状況報告書」を実施要綱様式第4号により作成し、上半期末及び下半期末の翌々月の15日までに知事に提出するものとする。

第9 補足

この要綱に定めるもののほか、本資金の貸付に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

第10 その他

1 融資機関、県その他の関係機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本資金に係る申込書等の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。

2 融資機関は、申込書の受理に当たり、借入希望者に対し、第5の2及び推進会議の定めるところにより当該申込書を推進会議の構成機関に送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（様式第4号の裏面）の確認欄に記名を求めることとする。

3 平成14年7月1日以前に経営体育総合融資制度基本要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の1により認定を受けた資金利用計画は、本要綱第5の3により認定を受けた資金利用申込書とみなす。

附 則

この要綱は、平成7年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月22日から施行する。ただし、第3の2の（2）の預託利率の規定については、香川県農業信用基金協会の業務方法書において、融資機関への預託利率をこの通知による改正後の第3の2の（2）の貸付利率とする旨の定めのない場合においては、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成13年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月30日から施行する。

この要綱は、平成20年12月25日から施行し、平成20年12月1日から適用する。

附 則

この通知は、平成23年9月1日から施行する。ただし、この通知による改正前の香川県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱の第8に規定する低利預託基金の預託等状況報告については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年7月23日から施行し、同月4日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月8日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月20日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年1月4日から施行し、令和4年11月14日から適用する。

様式第1号

番 号
年 月 日

香川県農業信用基金協会
会長理事 殿

香川県知事

令和 年度農業経営改善促進資金に係る低利預託基金の預託指示について

このことについて、香川県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱第3の2に基づき、別紙1
のとおり指示する。

なお、これに伴う香川県低利預託基金の内訳は、別紙2のとおりとする。

令和 年度農業経営改善促進資金に係る低利預託基金の預託の指示

(単位 ; 百万円)

融資機関名	貸付目標額 (見込年間平均残高)	低利預託基金の預託						
		計 画 額		実 行 額				
				指示済額		今 回 指 示 分		
		うち上乗せ 預託基金分	うち上乗せ 預託基金分	預託期間	預 託 額			
うち上乗せ 預託基金分								
						年 月 日 ～ 年 月 日		
合 計								

注：「うち上乗せ預託基金分」は、県独自の制度により、全国低利預託基金からの借入金額を超える額を基金協会に出捐する分をいう。

様式第1号
別紙2

令和 年度農業経営改善促進資金に係る香川県低利預託基金内訳
(今回指示分)

(単位:百万円)

出 捐 機 関	出 捐 額	出 捐 形 態	出捐期間(年 月 日)
			年 月 日 ～ 年 月 日

- 注 ;1 借入金について利子補給する場合にあつては、利子補給金を負担する機関名を「出捐機関」欄に、借入金の限度額を「出捐額」の欄に記入する。
- 2 「出捐形態」欄には、出捐の形態(交付金、預託金、無利子貸付金、有利子貸付金、利子補給金等)を記入する。

番 号
年 月 日

融資機関名
代表者名 殿

香川県知事

令和 年度農業経営改善促進資金に係る低利預託基金の預託指示の通知
について

このことについて、香川県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱第3の2に基づき、貴
に係る分を香川県農業信用基金協会に下記のとおり指示したので、通知する。

記

(単位;百万円)

貸付目標額 (見込年間平均残高)	低利預託基金の預託			
	計 画 額	実 行 額		
		指示済額	今 回 指 示 分	
			預託期間	預託額
			年 月 日 ~ 年 月 日	

様式第3号

番 号
年 月 日

香川県知事 殿

融資機関名
代表者

農業経営改善促進資金に係る金融機関の届出について

農業経営改善促進資金融通の取扱いについて、香川県農業経営改善促進資金融通事業
実施要綱第6の2の(2)に基づき届けます。

農業経営改善促進資金融資意見書

市町特別融資制度推進会議 御中

融資機関

令和 年 月 日

借入申込者	〒	香川県 市 郡 町				
	氏名	カガナ			印	電話番号 () -
予定極度額 (千円)		初年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	当座貸越					
	手形貸付					
	証書貸付					
資金使途						
利率		% (ただし、変動金利方式)				
貸出方法		手形貸付 当座貸越 証書貸付				
資金必要時期		令和 年 月 頃				
返済期限		令和 年 月				
償還方法						
保証						
担保						
営農区分						
融資機関意見欄						

農業経営改善促進資金借入手続のご案内

様

〇〇 融 資 機 関

令和 年 月 日

借入 申込 者	〒	香川県 市 町	
	氏名	カガナ T・S 年 月 日生 (才)	電話番号 () -

かねてお申込みの資金については、下記貸出条件でよろしければ、借入手続をお取り運びいただきますようご案内いたします。

貸 出 条 件	
決定極度額 (年度)	当座貸越 千円
	手形貸付 千円
	証書貸付 千円
資 金 使 途	
利 率	% (ただし、変動金利方式)
貸 出 方 法	手形貸付 当座貸越 証書貸付
返 済 期 限	年 月
償 還 方 法	
保 証	
担 保	
営 農 区 分	

※決定極限度額については、毎年度お知らせいたします。

番 号
年 月 日

香川県知事 殿

融資機関名
代表者

令和 年度農業経営改善促進資金の貸付予定目標額について

令和 年度における農業経営改善促進資金の貸付予定目標額について、香川県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱第6の1の(1)に基づき、下記のとおり提出する。

記

貸付予定目標額（見込年間平均残高） 百万円
（参考）見込年間平均残高の積算根拠

（単位；百万円、人）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月 末 見込残高												
取 引 契約者数												
極度額の 合計額												

注：取引契約者数及び極度額の合計は、それぞれ各月末の見込を記入

番 号
年 月 日

融資機関名
代表者名 殿

香川県知事

令和 年度農業経営改善促進資金に係る融資機関別の貸付目標額及び低利預託基金
預託額の通知について

このことについて、香川県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱第6の1の(3)に基づき、貴
に係る分を下記のとおり通知する。

記

(単位;百万円)

貸付目標額 (見込年間平均残高)	低利預託基金預託額 (計画額)

番 号
年 月 日

香川県農業信用基金協会
会長理事 殿

香川県知事

令和 年度農業経営改善促進資金に係る融資機関別の貸付目標額及び低利預託
基金預託額の通知について

このことについて、香川県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱第6の1の(3)に基づき、別紙
1のとおり通知する。

なお、これに伴う、香川県低利預託基金造成計画は、別紙2のとおりとする。

令和〇年度農業経営改善促進資金に係る融資機関別の貸付目標額及び
低利預託基金預託額

(単位 ; 百万円)

融 資 機 関 名	貸 付 目 標 額 (見込年間平均残高)	低利預託基金預託額 (計 画 額)		
			うち県低利預託 基金分	うち上乗せ 預託基金分
合 計				

注：「うち上乗せ預託基金分」は、県独自の制度により、全国低利預託基金からの借入金額を超える額を
基金協会に出捐する分をいう。

令和〇年度農業経営改善促進資金に係る香川県低利預託基金造成計画

(単位 ; 百万円)

出 捐 機 関	出 捐 額	出 捐 形 態	出 捐 予 定 時 期
合 計			

- 注 ; 1 借入金について利子補給する場合にあっては、利子補給金を負担する機関名を「出捐機関」欄に、借入金の限度額を「出捐額」の欄に記入する。
- 2 「出捐形態」欄には、出捐の形態（交付金、預託金、無利子貸付金、有利子貸付金、利子補給金等）を記入する。
- 3 出捐予定時期が2回以上となる場合は、出捐機関別に小計欄を設ける。